

摂津市国民健康保険一部負担金減免等の手引き



医療費の支払いが困難な場合、一部負担金減免等について、ご相談をお受けしております。

詳しくは国民健康保険の窓口にご相談ください。

摂津市 保健福祉部

国保年金課 国保医療係

〒566-8555

摂津市三島1丁目1番1号

電 話 （大代表） 06-6383-1111

（代 表） 072-638-0007

（直 通） 06-6383-1555

摂津市国民健康保険一部負担金減免等について

府内統一基準

一部負担金減免とは

特別な理由により、一時的に医療費の一部負担金を支払うことが困難であると認められる被保険者に対して、その支払いを減免します。
ただし、第三者行為（交通事故等）による傷病や業務上のけがは除きます。

対象者

対象となる方は、次の特別な理由により、医療費の支払いが困難であると認められる方です。

◆災害減免

震災、風水害、火災、その他これらに類する災害を受け、かつ、①から③のいずれかの事由に該当する場合

- ①居住する住宅について全壊、全焼、大規模半壊、半壊、半焼、火災による水損又は床上浸水等著しい損害を受けたとき
- ②世帯主又は主たる生計維持者（以下「世帯主等」という。）が死亡したとき
- ③世帯主等が障がい者となったとき

◆収入減少

収入減少発生から1年以内であり、その収入減少の事由が①から⑤のいずれかに該当し、かつ、以下の条件を満たす場合

- ①事業又は業務の休廃止、失業したとき
- ②干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁となったとき
- ③世帯主（主たる生計維持者を含む）が死亡したとき
- ④世帯主（主たる生計維持者を含む）が入院したとき
- ⑤世帯主（主たる生計維持者を含む）が傷病したとき

- 【条件】
- ・申請月の世帯の収入見込み額が生活保護基準に下表右欄の値を乗じて得た額以下
 - ・申請月の世帯の預貯金額が生活保護基準の3か月分に下表右欄の値を乗じて得た額以下

※

対象期間	減免基準
2020 年 10 月 1 日 以降	1155 / 1000

申請について

申請には以下の提出書類が必要となります。また、申請事由によって提出書類が異なりますので、申請前に必ず窓口までご相談ください。

◆災害減免

- ・国民健康保険一部負担金免除等申請書
- ・り災証明書
- ・申請事由の分かるもの ※詳しくは、別紙「持参物一覧表」をご参照ください。

◆収入減少

- ・国民健康保険一部負担金免除等申請書
- ・世帯主（擬制世帯主を含む）と国保世帯員の預貯金額を証明するもの（申請時点）
- ・世帯主（擬制世帯主を含む）と国保世帯員の収入状況を証明するもの（申請月分）
- ・世帯主（擬制世帯主を含む）と国保世帯員の収入減少前の収入状況を証明するもの（収入減少の発生前12か月分）
- ・家賃の支払額が証明できる賃貸借契約書や通帳等のコピー（借家賃貸住宅の方のみ）
- ・申請事由の分かるもの ※詳しくは、別紙「持参物一覧表」をご参照ください。

審査・決定

申請内容と添付書類に不備がないか審査のうえ、「決定」または「不承認」を通知します。「決定」の場合は、『国民健康保険一部負担金免除等決定通知書』をお送りします。医療機関にて保険証、資格確認書またはマイナンバーカードと資格情報のお知らせと決定通知書を提示してください。

適用期間

適用期間は1か月となります（申請月の末日まで）。ただし、最大3か月（必要に応じて最大6か月）までは更新手続きを行うことで、適用期間の延長が可能となる場合があります。

減免の取消

以下に該当すると認められたときは、その決定を取り消し、減免した額を徴収します。

- ・資力の回復その他の事情の変化により、減免等を行うことが適当でないとき。
- ・偽りその他不正な行為により減免を受けたとき。

更新手続き

更新を希望される場合は、国民健康保険までご相談ください。

※減免等の適用月に医療機関等で一部負担金を支払われたときは、国民健康保険から返金等はできませんので、ご注意ください。

～申請については随時ご相談をお受けしておりますので国民健康保険の窓口にご相談ください～

◆持参物一覧表◆

事由		持参物		更新時の持参物
		事由ごとの持参物	共通する持参物	
災害 減免	☐ 居住する住宅について著しい損害を受けたとき	-	・ 国民健康保険一部負担金免除等申請書 ・ り災証明書	・ 国民健康保険一部負担金免除等申請書
	☐ 世帯主が死亡したとき	・ 死亡届等死亡の事実の分かるもの		
	☐ 世帯主が障がい者となったとき	・ 身体障がい者手帳、精神障がい者手帳		
収入 減少	収入減少の発生が1年以内	☐ 事業又は業務の休廃止、失業したとき	・ 国民健康保険一部負担金免除等申請書 ・ 世帯主（擬制世帯主を含む）と国保世帯員の預貯金額を証明するもの（申請時点） ※通帳のコピー可。ただし、申請月で記帳のあるもの。 ・ 世帯主（擬制世帯主を含む）と国保世帯員の収入状況を証明するもの（申請月分） ・ 世帯主（擬制世帯主を含む）と国保世帯員の収入減少前の収入状況を証明するもの（収入減少の発生前12か月分） ・ 家賃の支払額が証明できる賃貸借契約書や通帳等のコピー（借家賃貸住宅の方のみ） ※上記の収入等情報を確認の上、別紙「収入等確認書」を記入します。	・ 国民健康保険一部負担金免除等申請書 ・ 世帯主（擬制世帯主を含む）と国保世帯員の預貯金額を証明するもの（更新時点） ※通帳のコピー可。ただし、更新月で記帳のあるもの。 ・ 世帯主（擬制世帯主を含む）と国保世帯員の収入状況を証明するもの（更新月分） ※上記の収入等情報を確認の上、別紙「収入等確認書」を記入します。
		☐ 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁となったとき		
		☐ 世帯主が死亡したとき		
		☐ 世帯主が入院したとき		
		☐ 世帯主が傷病したとき		